

平成22年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の 実証試験業務仕様書(案)

1. 業務の目的

環境技術実証事業（以下、「実証事業」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする事業である。

本業務は、その技術分野の一つである閉鎖性海域における水環境改善技術分野に関して、平成22年度の実証試験業務を行うものである。なお、本業務では、環境技術実証事業検討会（以下、「検討会」という。）及び閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ会合（以下、「WG会合」という。）における検討結果、「平成21年度環境技術実証事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）及び「閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領(手数料徴収体制版)第1版」（以下、「実証試験要領」という。）（なお、実施要領及び実証試験要領は、平成22年度版への改定に際し一部内容を変更する場合があります。）に基づき実証試験を行うこととする。

2. 業務の内容

平成22年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証機関（以下、請負者という。）として、次の業務を行う。なお、業務が円滑に実施されるよう、実証運営機関との必要な打合せを行う。

(1) 技術実証委員会の設置・運営

実施要領及び実証試験要領に基づき、有識者（学識経験者等）により構成される技術実証委員会を設置し、委員会の運営を行う。委員は5名程度とし、委員会は年4回程度（実証現場開催1回を含む）開催する。なお、委員の人選、委員会の開催時期等については、実証運営機関及び必要に応じて環境省担当官と協議のうえ決定する。

(2) 実証対象技術の公募・選定

実施要領及び実証試験要領に基づき、実証対象技術の公募・選定を行う。また、公募にあたっては、実証運営機関及び必要に応じ環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、実証運営機関に登録した上で、手数料予定額を明示して実証対象技術の公募を実施する。

実証対象技術の選定にあたっては、技術実証委員会における検討等を踏まえることとし、選定結果については、実証運営機関の承認を得ることとする。実証対象技術の選定数は、1技術程度を予定する。

(3) 実証試験計画の作成

実施要領及び実証試験要領に基づき、実証対象技術ごとに、実証試験計画を作成する。

実証試験計画については、技術実証委員会で検討した上で作成することとし、作成後速やかに実証運営機関に提出するものとする。実証運営機関への提出部数は、技術ごとに20部（50頁程度）とする。

なお、必要に応じて、実証試験計画（案）の作成に係る業務については、外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験計画（案）の作成が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

（4） 実証試験の実施

実施要領、実証試験要領及び実証試験計画に基づき、実証対象技術ごとに実証試験を行う。その際、実証試験の開始前に実証運営機関と調整の上、当該実証試験に係る手数料の額及び納期期日を確定し申請者に通知する。なお、必要に応じて、実証試験に係る業務の一部を外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

なお、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合、又は、実証試験途中において実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、環境省及び実証運営機関からの承認を得た上で実証申請者と協議し、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。

（5） 実証試験結果報告書の作成

実施要領及び実証試験要領に基づき、技術実証委員会及びWG会合での検討を経た上で、実証試験結果報告書を作成し、実証運営機関に提出するものとする。請負者への提出部数は技術ごとに報告書20部（150頁程度）及び報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2式（図面等電子媒体化できない部分を除く。）とする。

実証試験結果報告書は、実証運営機関から環境省に報告され、環境省の承認を得た上で実証機関に返却されるので、承認を得た実証試験結果報告書を実証申請者に送付する。

なお、必要に応じて、実証試験結果報告書原案の作成に係る業務については、外注しても差し支えない。その際、外部機関において実証試験結果報告書原案の作成が適切に行われるよう指導・監督を行うものとする。

3. 業務履行期限

契約締結の日から平成23年3月24日までとする。

4. 成果物

報告書 20部（A4版200頁程度）

報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 別途実証運営機関が指定する。

5. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について実証運営機関に書面で提出すること。

(2) 請負者は、実証運営機関から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、実証運営機関からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて実証運営機関の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、実証運営機関から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、実証運営機関からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

(6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、実証運営機関と速やかに協議しその指示に従うこと。